



(一社)佐賀県労働者福祉協議会 佐賀市神野東四丁目7番3号 TEL 0952(32)1243
ホームページアドレス : <http://saga.rofuku.net/>

第617号

発行日 毎月20日
定価一部 15円

※会員の購読料は会費の中に含む

発行人 井手 雅彦
編集人 待鳥 洋文

労福協「2022年(第41回)新年旗開き」開催

2022年1月7日(金)佐賀市「ホテル マリターレ創世」において、関係団体等から約100名の方にご参加いただき、労福協「新年旗開き」を開催しました。

今年も昨年と同様に新型コロナウイルス感染防止対策を講じることを前提に、来賓及び参加案内者を縮小し、また、交流会・お楽しみ抽選会を中止としました。

井手雅彦理事長の年頭挨拶では、新型コロナの影響が長期化していることを受け「課題が深刻さを増している。ウィズコロナ、アフターコロナの新たな時代への対応を含め、労働者の福祉充実に向けて関係団体と連携をさらに強め、各種取り組みに傾注していきたい」と団体間の結束を強めていくことを確認しました。

来年は、コロナの収束により多くの来賓の方々や多くの関係団体の役職員が一堂に会する、従来のような新年旗開きが開催できることを望みます。

2022年(第41回)労福協 新年旗ひらき



本年も、連帯、協同で安心・共生の福祉社会の構築に向け共にがんばりましょう!!

労福協「2021年度 研究集会」開催

「連帯・協同で安心・共生の福祉社会をつくろう」を開催テーマとして、2021年度労福協「研究集会」を12月14日(火)に「四季彩ホテル 千代田館」にて開催し、関係団体より49名の参加を頂きました。また、初の試みとして、実参加が難しい方にはライブで「YouTube」配信による視聴を頂いております。

集会は2つの講演を中心に企画し、講演1では、「自分の命は自分で守る」と題して、特定非営利活動法人日本防災士会佐賀県支部 事務局長 小林紀氏に講演頂きました。

災害がいつどこで起きるか分からない状況となっていることから、減災グッズを備えることの重要性を説明頂きました。また、減災グッズの使用方法を説明頂き、参加者の皆様も休憩時間に減災グッズを手に取って、使用方法などを確認されていました。

講演2では「佐賀県における生活困窮者の相談事例と課題」と題して、生活総合支援ネットワーク佐賀「絆ネット」事務局長 辻泰弘弁護士に講演頂きました。

「絆ネット」の活動内容を紹介頂き、具体的な相談事例を基に

現状の課題について報告を頂きました。ホットな課題の一つとして、全国の労福協が取り組んでいる奨学金問題の「分別の利益」について説明がありました。保証人が「分別の利益」を主張することで、半額での債務整理が可能であることを説明して頂いております。

講師のお二人と参加された皆様に御礼を申し上げます。



▲小林講師



▲辻講師

違 い 馬 頭

熊本地震から早5年が過ぎた。佐賀で自然災害と言えば、多くの人が地震より風水害を頭に浮かべるだろう。たしかに、近年発生した自然災害のほとんどが風水害であるが、一方で佐賀平野は、有明粘土層という全国でもまれにみる軟弱地盤であることをどれくらいの人が認識しておられるだろうか。

家屋の地震に対する強度は地盤の強さと家屋の構造で決まるが、家屋の構造的強度は耐震基準が強化された1981年6月以降に建てられたがそれ以前がで大きく違う。

熊本地震では益城町で震度7の地震が2度発生したが、東京大学の調査によると、建設年代が①1981年以前、②1981年~2000年、③2000年以降の3段階で家屋の被害程度に差が出た。大破、倒壊、

全壊は①で50%、②で20%、③では10%、また無被害は①で5%、②で20%、③では50%以上と圧倒的な強度の違いが見て取れる。

現在の建築基準法は、震度7レベルの地震に複数回耐えられるとは想定しておらず、地震発生後もそのまま安心して暮らしたいなら、最低でも建築基準法の1.25倍である耐震等級2、できれば1.5倍にあたる耐震等級3を満たした住宅性能であることが求められる。佐賀市地震ハザードマップでは、佐賀平野北縁断層帯で最大震度7が想定されており、決してオーバーな対応を求めていいものではない。地震被害で最悪なのは、住宅ローン支払中や老齢期の家屋倒壊である。地盤を含めた総合的な耐震診断が必要であり、耐震診断費用や耐震改修工事費の一部を補助する自治体もある。制度の利用を検討するとともに、足りない資金はうろきんで取扱っているリフォームローンで補って、これからも安心して住める我が家を手に入れてはいかがだろうか。(H・M)

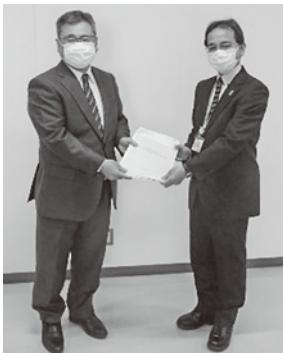
佐賀県への要望書に関する「回答書」受け取り

佐賀県への要望については労福協、佐賀労済生協、及び生協連で取りまとめ10月22日(金)に要望書(11項目・29点)を提出し、令和4年度予算編成及び県政への反映を求めました。

12月22日(水)佐賀市青少年センター大会議室において、要望書に対する「2022年度(令和4年度)(一社)佐賀県労働者福祉協議会要望に対する回答」を受領しました。

回答書の受け取りに際し労福協より井手理事長、また佐賀県から八谷産業労働部副部長よりそれぞれ挨拶を行い、その後、佐賀県担当課より回答内容について主旨説明を受け、重点要望項目を中心に入意見交換を行いました。

尚、要望の大項目としては右記の通りです。



佐賀県への要望事項

- 1.佐賀県労福協への活動補助金について
- 2.SDGs(持続可能な開発目標)の達成と協同組合の促進・支援
- 3.大規模災害時の安全・安心の確保
- 4.格差・貧困社会のは是正、セーフティネットの強化について
- 5.消費者政策の充実強化
- 6.安心・信頼できる社会保障の構築
- 7.くらしの安全・安心の確保
- 8.「ライフサポートセンターさが」の県民への広報・宣伝について

労福協「第37回 文化講演会」を開催

2022年1月22日(土)佐賀市「ホテル マリターレ創世」において、「労福協第37回文化講演会」を開催しました。講師に経済ジャーナリストの荻原博子氏を招き「くらしと経済」という演題で、125名の方々に聴講頂きました。荻原博子氏は、経済事務所勤務後、1982年からフリーの経済ジャーナリストとして、女性では珍しく骨太な記事を書くことで話題となり、新聞・雑誌等の連載やテレビのコメンテーターとして活躍中です。

今回の講演では、日本は高等教育への公的支出の割合が外国人に比べ最低水準である。国がお金を出さないぶん、家庭が教育

費の負担をしなければならないので、高等教育にお金がかかりすぎる。また、老後を豊かに過ごすには、夫婦の協力が必要との講話をして頂きました。家計管理について考えさせられる講話で、聴講された方々も大変満足頂けた講演会となりました。



▲荻原講師

小城多久地区労福協 活動報告

2021年度の小城多久地区労働者福祉協議会の活動報告として、10月30日(土)に「多久市まちづくり交流センターあいぱれっと」において、フラワーアレンジメント教室を開催しました。新型コロナ感染症対策に配慮しながら、18組の参加者がご家族やご友人と一緒にハーバリウム作りを体験されました。

12月3日(金)には要望活動として、小城市役所と多久市役所へ2022年度の要望書提出を行いました。

2022年1月29日(土)にボウリング大会を開催する予定でしたが、新型コロナ感染の急拡大による蔓延防止措置を考慮し中止を余儀なくされています。

今後もコロナの動向を注視しながらとりますが、小城多久地区労働者の皆様が気軽に参加でき、楽しい時間を過ごしていただけの活動を行っていきたいと思っております。



0120-931-536

無料法律相談会開催日程(事前予約が必要)

第112回 2022年 3月20日(日) 午後1時~4時
第113回 2022年 4月17日(日) 午後1時~4時

*2022年5月以降も日曜日に開催します。

勤労者旅行会からのお知らせ

トラベルクーポン(旅行券)を払戻しいたします!

下記の通り、未使用のトラベルクーポン(旅行券)を払戻しいたしますので、
申出期間内に手続きをお願いいたします。

払戻しのトラベルクーポン
(TRAVEL COUPON)

*一部クーポンのデザインが変更になっている場合があります。

◆ 払戻しを行うトラベルクーポン(旅行券)の発行法人

一般社団法人佐賀県労働者福祉協議会(勤労者旅行会)

◆ 払戻し対象となるトラベルクーポン(旅行券)の種類

紙型:1,000円券、5,000円券、10,000円券の3種類

◆ 払戻しの申出期間(延長)

令和5年3月31日(金)まで

※当該申出期間内に申出をいたしかなかったトラベルクーポン(旅行券)の保有者は
当該手続きから除斥されます。

令和5年4月以降は、払戻しできませんのでご注意願います。

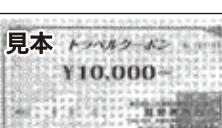


◆ 申出方法

当法人へ、電話にて連絡をお願いいたします。

急ぎ、払戻しに関する書類を送付いたします。

必ず、未使用のトラベルクーポン(旅行券)の返送が必要となります。



◆ 払戻しの方法

お客様のご希望の金融機関口座に、未使用のトラベルクーポン(旅行券)額面金額
を払戻しいたします。(ゆうちょ銀行は除く)

但し、令和4年4月より、払戻し手続き費用の一部をお客様にもご負担をお願いし、
トラベルクーポン(旅行券)払戻し手数料として1件につき550円(税込)を徴収させて
いただきますので、早めのお手続きをお勧めいたします。

ニュース・ワード

国家備蓄石油

海外での紛争や災害で石油が輸入できなくなった時のために、国内需要の一定分をためておく石油。1970年代の石油危機などを受けて始まりました。国が所有する国家備蓄は国内需要の約90日分以上、石油会社に義務付ける民間備蓄は70日分以上とすることが石油備蓄法で決められています。

原油価格の高騰で灯油やガソリンが値上がりし、暮らしや仕事、経済に与える影響が深刻化しているため、政府はこのほど、国内需要の数日分を放出することを決定。供給量を増やすことで、価格の低下を図ります。ただ、低下は一時的とみられることから、政府に対策強化を求める声が高まっています。



『言いたい劇場』 小菅りや子



払戻しに関する申出および お問い合わせ先

TEL: 0840-0804

佐賀県佐賀市神野東四丁目7番3号
佐賀県労働会館1F

(一社) 佐賀県労働者福祉協議会
勤労者旅行会

TEL: (0952)32-1243

FAX: (0952)32-1224

営業: 月~金曜日 9:00~17:30

※土・日・祝日/休業